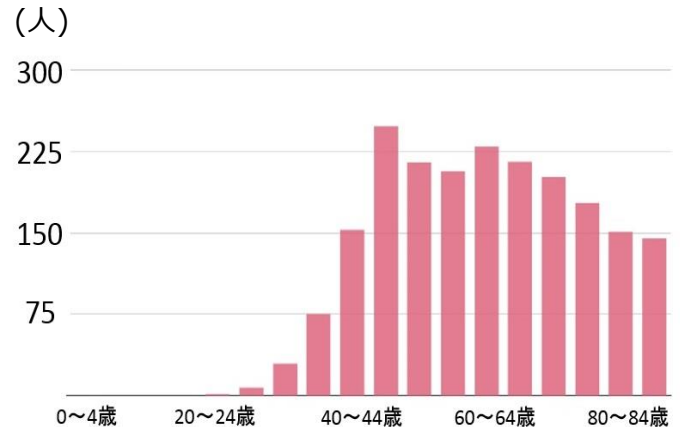


## 働く世代の乳がんについて考える

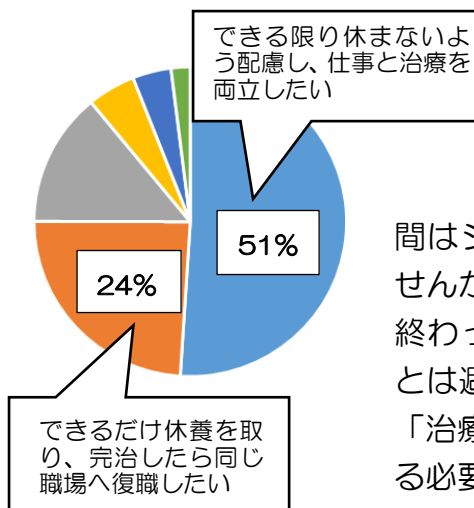
### 乳がんは他人事ではありません

がんと診断される人は年間約 100 万人にのぼります。その中で乳がんが診断される人は年間 9 万人以上で、およそ 11 人に 1 人の確率で発症すると言われています。右の図にあるように、乳がんは 20 代から 50 代の、仕事や子育て、介護など、あらゆる役割に奮闘する世代が罹患することが多いのも特徴です。医療の進歩により、必ずしも死に至る病ではなくなったがんと長く付き合っていくには、治療と日常生活のバランスについて考える必要があります。



〈出展〉株式会社メドレー：乳がんの年齢別罹患率（人口 10 万人あたり）  
 〈参考〉国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」地域がん登録全国推計によるがん罹患データ（1975 年～2012 年）

### 働く権利を奪わないで



「働く人の乳がん治療と乳房再建に関するアンケート調査」では、「もし自分が乳がんになったら仕事はどうするか？」の質問に対し「できる限り休まないよう両立したい」が最も多く 51%と、がんになっても仕事を続けたいという人が多数いることがわかります。しかし多くの女性が、乳がんが罹患した際に治療と仕事の両立について悩みます。告知された瞬間はショックで仕事のことなど頭から吹き飛んでしまうかもしれませんが、治療中にも住居や生活にかかる出費は止まりません。治療が終わった後の生活のためにも今あるライフプランを崩してしまうことは避けたいですし、仕事が心の支えとなる場合もあります。職場は「治療に専念＝仕事を辞める」が唯一の選択肢ではないことを理解する必要があります。キャリアやアイデンティティ、働く権利を奪わないことが本人にとって何より生きる力となることもあるのです。

### 治療と仕事の両立のために

2012 年からの国のがん対策の指針「第 2 期がん対策推進基本計画」の重点的課題に、「働く世代へのがん対策の充実」が初めて盛り込まれました。これを受けて厚労省は、2016 年に両立支援のために整備すべき制度等をまとめたガイドラインを制定しており、企業は離職防止のための環境整備が求められています。働く側も、職場に迷惑をかけてしまう、と思い悩むのではなく、今後の治療スケジュールとともに就業場所や作業内容について勤務先と相談し、何日くらい休めるのか、仕事の引継ぎは誰にしておくか、どんな作業ができて何ができないか、たくさん話し合しましょう。そのためにも、日ごろから上司や同僚とのコミュニケーションを円滑にし、相談しやすい雰囲気にしておくことも重要です。体調を戻してさらなる活躍をするためにも、仕事と治療を天秤にかけず、上手に付き合っていきましょう。

i 乳がん治療と乳房再建の情報ファイル：がん治療と仕事について（2016 年度）  
 参考：朝日新聞「『仕事も治療も』安心できる制度は」2019 年 2 月 3 日掲載

## 未来を育てる基本のき<sup>i</sup> ～男女共同参画社会基本法制定から20年～

1999年、男女共同参画社会基本法(以下基本法)は、日本国憲法第14条(法の下での平等)を具現化し、21世紀の日本の社会のあり方を規定する法律として制定されました。それまでの女性を対象とした政策は、「雇用機会均等法」といった差別を禁止するものでした。就職差別などの差別を禁止することは、一時的には有効ですが、「育児は母親がするもの」といった固定的性別役割分担意識や、それが生み出す賃金格差、貧困といった、女性を取り巻く問題を根本的に解決するものではありません。

### 建前や形式ではない『事実上の男女平等』へ

しかし、1995年の第4回国連女性北京会議でジェンダー(社会的性差)が大きくとりあげられたことにより、この流れは大きく変わります。社会的性差がある限り、賃金、教育、育児・介護等の偏った負担など、社会的格差は広がり続けます。この時採択された北京行動綱領は各国に社会的格差の是正、すなわちジェンダー平等を生み出す視点を各国の政策や計画に反映するよう促します。女性問題の解決を念頭におきつつ、それと表裏の関係にある男性が抱える諸問題に踏み込むことで『男女平等』を達成しようとしたのです<sup>ii</sup>。この考え方はその後の男女共同参画社会基本法の理念となりました。

### 行為の受け手側の目線にたった基本法

基本法は「男女の基本的人権の尊重」(第3条)で、男女が性別による差別的取り扱いを受けないと明記しています。ここで注目すべきは、「差別をしないこと」という行為者側にたった表現ではなく「差別的取り扱いを受けない」と、行為の受け手側にたって表現されていることです。つまり差別する側にその意図があってもなくても、受け手が差別されないということが重要とみなしているのです<sup>iii</sup>。この考え方は後のDV防止法(2001年)やハラスメント規制法(2019年)に繋がっていきます。

### 女性も、男性も、誰でも住みやすい江東区づくりを

江東区は2004年に江東区男女共同参画条例を制定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。男女共同参画推進センターは拠点施設としてDVなどで困難を抱える女性に寄り添う講座を実施するのはもちろん、男性向けの講座にも力を入れ、固定的性別役割分担意識の解消にも取り組んでいます。



私たちが目指すのは、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮する豊かな社会です<sup>iv</sup>。私たちはフロントラインとして区民一人一人の選択を応援していくことができます。誰もが暮らしやすい江東区づくりのために、今一度「男女共同参画社会」について考えてみませんか？

<sup>i</sup> 冊子「未来を育てる基本のき」タイトルより(2002 文部科学省発行)

<sup>ii</sup> 鹿嶋敬著:男女平等は進化したか(岩波新書)

<sup>iii</sup> 坂東真理子:男女共同参画社会へ(勁草書房)

<sup>iv</sup> 江東区男女共同参画条例前文より

参考文献:大沢真理著:改訂版 21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法(ぎょうせい)/鹿嶋敬著:男女平等は進化したか(新曜社)

## メディアと男女共同参画

何気なく見聞きするメディア（テレビ、インターネット、ラジオ、新聞など）の情報の中には、わたし達の意識・無意識に働きかけ、行動を誘導することがあります。日常的にあらゆる方向から降り注がれる情報の中から、内容を判断し、的確な情報を取捨選択することを「メディア・リテラシー」と言います。今回はメディアが描く固定的性別役割分担意識の表現について、男女共同参画の視点から考えてみましょう。

### メディアの中のジェンダー（男性像・女性像）

社会通念や慣習の中で社会的につくられた男性像、女性像といった性を「ジェンダー」（社会的性差）といます。メディアは男性像、女性像に関して大きな影響力があります。そのため、メディアがジェンダーの表現についてどのように描いているのか、それによって自分の意識が左右されていないかなど、意識して見聞きすることが大切です。

たとえば、白衣を着た男性が医師、女性が看護師のドラマ、司会が男性でアシスタントが女性のテレビ番組、夫が新聞を読みながら食事ができるのを待つワンシーンを見て、あなたはどう感じますか？現在のドラマなどは描かれ方が変わってきたとはいえ、依然として「男性向きの職業、女性向きの職業」「男性は仕事、女性は家庭」などといった類型的な考え方が見え隠れしています。

これって当たり前!?



### 江東区の職員としてできること

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とした男女共同参画社会基本法には、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」（第四条）と示しています。行政はチラシ等の広報物において、固定的性別役割分担意識に留意しつつ男女の多様なイメージを積極的に取り上げていくことこそが大切なのです。

参考文献：諸橋泰樹：メディアリテラシーとジェンダー 構築された情報とつくられる性のイメージ（現代書館）

参考：日本広報協会：公的広報におけるジェンダー表現とメディア・リテラシー

参考：男女共同参画局：メディアにおける女性の人権の尊重





## 江東区の男女共同参画の歩み

江東区の男女共同参画は 1983 年、総務部に婦人問題担当主査が置かれ、「婦人関係行政推進会議」が発足したことから始まります<sup>i</sup>。翌年には「婦人問題懇談会」が発足、1985 年には第 1 回婦人のつどいが開催されるなど、男女の平等について積極的な議論が行われていました。

### 地域の女性史の掘り起こしから草の根運動へ

1980 年から 90 年代にかけて、地域に埋もれていた女性史の掘り起こしが全国で行われました。女性が自主学習のグループを作り、資料を集め、多くの人の聞き取りを重ねて、時代を切り開いた女性の歴史を学び始めたのです。自分の住む地域の女性史は「〇〇（地名）の女性史」として編纂され、全国の女性センターに寄贈されました。江東区からは「江東に生きた女性たち—水彩のまちの近代」（2002 年発刊）が全国に寄贈されています。過去に生きた女性に向き合い、自分自身の生き方を問い直し続けた女性たちの真摯な取り組みは、今なお私たちに未来への道しるべを与えてくれます<sup>ii</sup>。

この時代は地域の高齢者の見守り、障がい者の地域参加などの草の根運動が盛んになった時代でもありました。草の根運動の担い手は女性たちです。専業主婦が当たり前だった時代、女性は家庭から一歩踏み出して、自分の活動の場を広げ始めたのです。こうした女性たちの活動の拠点となったのが、全国各地に設置された女性センターでした。江東区では 1991 年に女性センターが設置されています。1992 年には第一次江東区女性行動計画が策定され、行政も本格的に女性の活動の支援に取り組み始めました。同年には「女性大学一般コース（現在はパルカレッジと改称）」がスタートし、以降毎年、男女共同参画を学んだ女性たちが地域で活躍しています。

### 誰もが自分の個性でいきいきと生きる社会を目指して



1999 年に男女共同参画社会基本法が制定され、全国の女性センターは基本法に基づいた拠点施設として、「男女共同参画（推進）センター」に改組されました。江東区では、2004 年に江東区男女共同参画条例が制定され、行政のあらゆる分野で男女共同参画社会づくりの土台が整いました。2000 年には「職場におけるセクシュアル・ハラスメント基本方針」を定め、2008 年にはセクハラや暴力に苦しむ女性のための「女性のなやみと DV ホットライン」を開設し、困難な状況にある女性に寄り添う施策に取り組んでいます。

そして 2020 年、今後 10 年のまちづくりの羅針盤となる江東区長期計画が策定されました。私たちの目指すところは、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、誰もが尊重され、暮らしやすい社会の実現です<sup>iii</sup>。来年には第七次江東区男女共同参画行動計画が策定されます。男女共同参画推進センターは計画推進の拠点施設として、人権や多様性に対する区民意識の向上を図るための取り組みを、更に進めていきます。

<sup>i</sup> 男女共同参画 KOTO プラン—改訂版—（第 6 次江東区男女共同参画行動計画）より、「男女共同参画の歩み」

<sup>ii</sup> 男女共同参画推進センター資料室より 「江東に生きた女性たち—水彩のまちの近代」、「山陽路の女たち」「大分おんな 100 年」など多数

<sup>iii</sup> 江東区長期計画（令和 2 年度→11 年度）

## 女性の視点に立った防災の取り組み

### 意外と多い災害関連死<sup>i</sup>

日本は災害大国です。これまでも数々の災害が日本を襲い、多くの方々が命を落としました。その中で注目するのは災害関連死です。1995年の阪神・淡路大震災では、長引く避難所生活で体力の低下、いわゆる三密によるインフルエンザ等の感染症の蔓延、循環器系の疾患、自殺等で命を落とした人が被災者数の14.3%、熊本地震にいたっては78.7%にも上りました。

主な災害（震災）における関連死

	災害名	死者・行方不明者数	内、災害関連死	(%)
1995	阪神・淡路大震災	6,405	919	14.3%
2011	東日本大震災	22,131	3,701	16.7%
2016	熊本地震	272	214	78.7%

出典：ウィキペディア「災害関連死」

### 一人も死者をださなかった避難所<sup>ii</sup>

そうした過酷な避難所生活の中で、一人も死者を出さなかった避難所があります。熊本県益城町立益城中央小学校です。その避難所運営のリーダー役となったのは吉村静代さん（「益城だいすきプロジェクト・きままに」代表）。もともと地域づくりのボランティア活動に取り組んでいた吉村さんは、「避難所でも日常と同じように自分から動くことで人は元気になる」と、避難者が行政や支援に頼るばかりではなく、自ら動くことの重要性を説きました。避難所には子育て中の人や、避難所から通勤する人もいます。吉村さんは話し合いを重ねて、避難所の運営にあえて役割分担はせず、料理や掃除等、できる人が得意な分野をできる分だけやるようにしました。その結果、避難者がお互いに気遣うだけでなく、積極的に避難生活の改善に取り組む雰囲気生まれました。また、紙皿でなく食器で食事をする、花を飾るなど避難所生活ができるだけ被災前の日常の暮らしに近づけること、更に、毎朝のラジオ体操や、それぞれの被災体験を語り合う居場所作り、漫画が並ぶ「キッズサロン」など人と人と繋がる工夫を行い、顔の見える関係づくりを目指しました。そこに暮らした被災者は、4か月に及んだ避難所生活を「最後はみんな家族のようだった」と振り返ります。



### 災害に強いまちづくりへ、多様な視点を。

このように、女性が避難所運営に参画し、リーダーシップを発揮できた避難所では、物資配布や炊き出しの負担分散のための工夫を凝らすとともに、要援護者への支援、女性たちのニーズの丁寧な掘り起こしなど、円滑な避難所運営・被災者支援を実現していました。一方、過去の災害において明らかになった多くの課題、それは女性だけの問題にとどまりません。災害時には平常時の社会的課題がより顕著に現れます。日常的に声を上げにくいセクシャルマイノリティや障がいを持つ人々、外国籍、一人暮らしの人々なども避難所のような集団生活の中では困難に直面しがちです。防災への取り組みをきっかけに日々の暮らしや意識を見つめなおし、多様な人が参加できる、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

<sup>i</sup> 災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に死亡したものの死因について、災害との因果関係が認められるもの

<sup>ii</sup> 参照：西日本新聞朝刊（2019/10/19）、タウンニュース平塚版（2019/1/24）、NPO オヤジの貢献日記、等